

令和7年度 玉村町立玉村中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付けと意義

(1) 位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行い、教育課程との関連を図る。

(2) 意義

部活動は、スポーツや文化的活動など同じ分野に興味や関心をもつ生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、以下のような意義や効果をもたらす。

- ・ 学校生活の充実
- ・ 学級や学年を離れた異年齢の人間関係の形成
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などの育成
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感
- ・ 体力の向上や健康の増進

2 部活動の在り方

- ・ 部活動は生徒の能力・適性や発達段階等を踏まえた、自治的な活動として展開する。
- ・ 生徒一人一人の考えを大切にし、自主的な加入とする。
- ・ 3年間続けることを原則とするが、転部・退部は状況に応じてできるようにする。
- ・ 指導は全教職員があたり、職員は原則としていずれかの部活動の顧問となる。
- ・ 地域・学校協力者会議等を活用し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域との連携などについて意見を聞き、よりよい運営体制の構築を図る。

3 活動規定

(1) 入部

- ・ 原則的には自主的な加入であるが、できる限り多くの生徒が入部できるようにする。
- ・ 1年生は部活動紹介・見学、仮入部、部活動ミーティングを経て入部届を提出する（本入部）。
- ・ 2、3年生は部活動ミーティングの際に継続届を提出する。

(2) 転部・退部

- ・ 本人からの申し出があり、本人のため転部・退部を認めた方がよい場合は、当該部活動顧問、学級担任、変更先部活動顧問、本人、保護者との十分な話し合いや協議に基づいて可否を決定する。
- ・ 転部については、退部届を学級担任と当該部活動顧問に提出後、新たに転部する部活動顧問と学級担任に入部届を提出する。
- ・ 退部については、退部届を学級担任と当該部活動顧問に提出する。

(3) 授業日の下校時刻

- ・ 下校時刻は、年間を通して17:30とする。これは校門を出る時刻とする。

希望する部について5月～9月は1時間以内、4月、10月、3月は30分以内の活動時間の延長を認める。ただし、顧問又は副顧問が活動場所にいること、顧問又は副顧問が自分の部の下校指導をすることを条件とする。部活動開始時刻が早まった場合は、下校時刻を早めることがある。

	基 本	延長する部
4月	17:30 (12月のみ17:00)	18:00
5月～9月		<u>18:30</u>
10月		18:00
11月～2月		
3月		18:00

★ 1 年生について

期 間	朝練習への参加	最終下校時刻
見 学 期 間	不 可	1 7 : 1 5
仮 入 部 期 間		1 7 : 3 0
5 月 末 日 ま で		1 7 : 3 0
6 月 か ら	可能（開始日は各部が設定）	各部

4 休養日及び活動時間の設定

(1) 週当たりの休養日

- ・週 2 日以上（平日に 1 日と土、日曜日のいずれか 1 日は必須）の休養日を設定する。
- ※大会参加等（大会直前の練習や大会準備を含む）により、やむを得ず土、日曜日両日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- ※特定の大会参加のため、1 週間に 2 日以上休養日が設けられない場合は、目安として前後約 2 週間の間に、計画的に代替休養日を確保する。
- ★上記の特定の大会とは、運動部においては、伊勢崎市佐波郡中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟主催の総合体育大会・新人大会と総合体育大会で出場権を得られる関東大会並びに全国大会を指す。吹奏楽部においては、吹奏楽連盟主催のコンクール並びにコンテストを指す。

(2) 長期休業中の休養日

- ・土、日曜日は原則休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ※大会参加等により、やむを得ず土、日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(3) その他の休養日

- ・夏季休業中の閉庁期間、年末年始、年度始めの日は原則休養日とする。
- ・職員会議、校内研修等、全教職員が参加する会議等の開催日に部活動は行わない。
- ・中間テスト及び 1 学期期末テスト前は 5 日間、2，3 学期期末テスト前は 7 日間、部活動を行わない。大会等が期間中、または、その週末にある場合は、校長と相談し、保護者の了解の下、放課後の 1 時間程度の活動を行うことができる。ただし、朝練習は行わない。

(4) 活動時間

- ・生徒一人の 1 日の活動は、長くとも平日 2 時間程度、学校の休業日（学期中の土、日及び祝日・休日）は 3 時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(5) 朝練習

- ・朝練習をする場合は、朝練習と放課後の活動とを合わせて、平日の活動時間の枠の中で時間を配分する。実施する場合には、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮しつつ、保護者の同意の下、希望による参加とする。ただし、実施は 5 月～10 月で、週 2 回までとする。
- ・練習時間は 7 : 30～8 : 00 までとする。練習の準備は 7 : 20 から可能とする。
片付けも含め、遅くとも 8 : 10 には校舎内に入れるようにし、始業時間に支障のないようにする。生徒は、各家庭を 7 : 00 より前に出ないものとする。
- ・活動中は、顧問又は副顧問がその場にいるものとする。
- ・各月の集金日には、朝練習を実施しない。

(6) 活動計画と活動実績

- ・活動計画を前月最終日までに部活動掲示板に掲示して公表するとともに、校長の確認を得る。

5 効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 運動部や文化部の活動における留意点

- ・生徒が生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。また、生徒がバーンアウトすることなく、興味・関心や技能、記録向上等それぞれの目標を達成できるように、科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

6 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

- ・活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせない。また、生徒自身が自分の健康に関心を持ち、適切な休養と栄養及び水分補給に留意できるように指導する。

(2) 安全点検と安全指導

- ・練習場所、使用器具の整備・点検に努める。また、生徒自ら使用前の安全確認を行わせる。

(3) 天候や気象を考慮した指導

- ・気象情報の収集、WBGT計による環境条件の把握を行うなど、気象条件を考慮した指導を行う。高温・多湿下では、水分・塩分の補給や休憩を適切にとり、雷等に対しては感知器等を用いて適切に実施を判断する。

(4) 事故への対応

- ・事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を整える。また、救急救命講習会等を実施し、心肺蘇生や事故発生時の対応の仕方について、教職員で共通理解を図る。さらに、生徒に対しても保健体育科の授業等で応急処置に関する指導を適宜行う。

7 保護者・地域との連携

- ・部員や保護者に対し活動計画を配布し、練習計画や試合日程等について理解と協力を得られるようにする。
- ・保護者に送迎を依頼する場合は、活動計画に基づくPTA活動として互助会の保険対象とする。
- ・活動中の疾病については、適切に対応し、必ず保護者に連絡する。

8 確認事項

- ・傷害保険に全員が加入する。（日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」）
- ・放課後カバン等の荷物は校舎外に持ち出し、部室や活動場所に置く。校舎内で活動する部は、活動場所に置く。
- ・休日の活動、大会等で持参する飲み物は原則として水筒に入れてくる。（缶、ビンは禁止）
- ・部室は常に整理整頓し、部室内では飲食は禁止する。体育館については、フロアでの飲食は禁止。
- ・教職員は、他の部の大会時の引率等、互いに連携し合い、協力し合う。
- ・特定の大会参加や中体連主催の強化合宿等を除き、泊を伴う活動は行わない。（特定の大会とは4(1)★に準ずる。）

9 廃部規定

(1) 以下に該当した場合は、廃部を検討する。

ア 運動部の団体競技については、部員数が団体戦を組める人数に達しない場合。

イ 文化部、運動部の個人種目については、部員数が7名以下になった場合。

ウ 顧問数の確保が困難な場合。

※県中体連合同チーム参加規定の対象部活で、伊勢崎市佐波郡内の学校と合同チームが組める場合には、廃部を猶予する場合がある。

※部活動の統合などで活動の継続が可能な場合は、統合等を検討する。

※ア・イの「部員数」は、1年生が入部する段階において（本入部前の最後の入部希望調査）、2年生の部員と1年生の入部希望者の合計とする。

(2) 廃部対象になった部の活動について

ア 3年生は、最後まで活動を続けることができる。

イ 1年生は入部させず、原則、廃部対象でない部活動を選択させる。

ウ 2年生は、団体競技の場合、3年生と一緒にその年度の最後の大会が終了するまでは活動を認める。また、最後の大会終了と同時に転部または退部する。個人戦を伴う場合は、3年生と一緒にその年度の最後の大会が終了するまでは活動し、その後個人戦出場のために1年間の活動期間を保証する。

補足

本文書において「顧問」とは、部活動指導員も該当する。

※2024年4月一部改正